

議会政策サポーター政策提言

子育ては町全体で ～飯綱町こどもまんなかアクションプラン～

飯綱町議会第6次政策サポーター
担当：福祉文教常任委員会

第1章 はじめに

飯綱町では、自然豊かな環境と地域のつながりを活かしながら、子育てしやすい町づくりを進めてきました。しかし近年、家庭の多様化や地域社会の変化、こどもたちの生活や心の在り方にも新たな課題が現れています。こうした背景のもと、飯綱町議会では本年6月に町内の9歳から18歳のこどもを対象とした「こどもアンケート」を実施しました。

このアンケートは、こどもたちの日常の過ごし方や悩み、地域とのつながり、そして町への思いをこども自身の言葉で発信してもらうことを主眼としました。このアンケート結果を基に、議会政策サポーターでは、家庭・地域・行政がそれぞれの立場からできることを話し合い、居場所の不足や相談のしづらさ、声が届きにくい仕組みといった、こどもたちの実感に根ざした課題が共有されました。

令和5年に施行された「こども基本法」や、こども家庭庁が進める「こどもまんなかアクション」では、「こどもは権利の主体である」ことが強調され、自治体においてもこどもの意見を施策に反映させることが求められています。こうした背景を踏まえ、「こどもアンケート」の結果と政策サポーター会議での議論を起点に、町の総合計画や教育大綱、子ども・子育て支援事業計画に照らし合わせながら、「子育ては町全体で」を合言葉に、家庭・地域・行政がともにこどもの育ちを支える「飯綱町こどもまんなかアクションプラン」を、ここに提言します。

第2章 政策の根拠と照らし合わせ

－国の指針と飯綱町のこども施策の整合性－

「こども基本法」及びこども家庭庁が発表した「こどもまんなかアクション」は、すべてのこどもがその権利を保障され、安心して育つことができる社会の実現をめざす国の基本方針です。町の計画もこうした理念を一部反映していますが、今後さらに制度的・実践的な充実が求められます。

1. こども基本法の理念

こども基本法では、以下の6つの基本理念が掲げられています（第3条）

- ・すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと

- ・すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- ・年齢や発達の種類により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること
- ・すべてのこどもは年齢や発達の種類に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
- ・子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
- ・家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

2. こどもまんなかアクションの視点

こども家庭庁では、次のような重点項目が挙げられています。

- ・こどもの意見表明・参加機会の保障
- ・こどものための居場所づくり
- ・子育て家庭への伴走型支援の強化
- ・こどもの声を施策へ反映するプロセスの構築

3. こどもの居場所づくりに関する指針との整合

この指針では、こどもにとっての「居場所」は、安心・安全で、ありのままを受け入れられ、やりたいことに挑戦できる空間と定義され、次の4つ視点での制度設定が求められています。

- ① ふやす（居場所の数や選択肢を増やす）
- ② つなぐ（学校・家庭・地域・支援者）
- ③ みがく（居場所の質を高める）
- ④ ふりかえる（こども自身の声で振り返り、改善する仕組みを設ける）

町のこども施策をこれらの国の政策に照らすと、その方向性は共有しているものの、実施に当たっては「こどもの声による評価・改善の仕組みづくり」「多様な育ちへの個別対応」「こどもが自由に過ごせる居場所の地域格差の是正」「保護者・家庭に寄り添う継続的な支援体制の構築」など、制度的裏付けや継続的仕組みづくりには、なお強化の余地があります。

次章以降では、家庭・地域・行政の3つの視点から、具体的な提案を行います。

第3章 提言①【家庭の視点】

－子育てを家庭だけに任せないために－

家庭は、こどもの育ちの最も身近な環境であり、愛情や安心感の源です。しかしながら、近年の家庭環境は多様化し、保護者の負担感や孤立感が高まっています。「こどもアンケート」では、放課後や休日を「ひとりで過ごす」と回答するこどもも一定数おり、背景には保

護者の多忙や孤立、不安の存在が見え隠れしています。また、政策サポーター会議でも「家庭だけで抱え込ませない仕組みの必要性」が議論されました。こうした現状を踏まえ、家庭に寄り添い、家庭の力を支える地域・行政の仕組みづくりが求められています。

◆家庭が安心して子育てできる「地域ぐるみの相談支援」

保護者が一人で悩みを抱えないためには、身近に話せる大人や、同じ立場で悩みを共有できる仲間が存在が不可欠です。

- ・地域に複数の相談拠点を設置し、保護者が「つながれる」場を増やすこと
- ・年齢の近い子育て経験者や保護者同士による町独自の「ペアレントメンター制度」を導入すること
- ・保護者が話を聴いてもらえる経験を得て、心の健全を保ちながら、自身のこどもに関わることができる仕組みづくりを行うこと

◆孤立を防ぐ「保護者支援の居場所と学びの機会」

育児や思春期の子育ては、正解の見えづらい営みです。「うちだけが大変なのでは」という不安を減らし、保護者自身が成長し続けられる機会が求められています。

- ・保護者向けに発達の違いなどを学び合う機会（講座・協働学習）や、保護者同士の交流会を町主導で定期開催すること
- ・不登校傾向や発達特性などのあるお子さんを支える保護者の懇談会等、支援プログラムを設置すること
- ・SNS や地域アプリ（i なび いいづな）などを活用し、気軽に情報共有できる仕組みづくりを推進すること

◆家庭の声が届く「参加型アンケート・意見制度」の整備

家庭の困りごとや声を吸い上げるために、単発のアンケートだけでなく、日常的に意見を伝えられるルートが必要です。

- ・保護者対象のアンケートを定期実施し、回答結果を政策に反映する PDCA サイクルを構築すること
- ・「家庭の声ポスト（紙・Web）」で、こどもも保護者も相談やアイデアを気軽に寄せられる場の整備とフィードバックを徹底すること

家庭は大切な子育ての場でありながら、支援の届きにくい場所でもあります。町が「家庭を支える仕組みづくり」に本気で取り組むことは、結果的にこどもたちの安心と笑顔につながります。

第4章 提言②【地域の視点】

ーこどもと大人がつながるまちへー

「こどもアンケート」及び政策サポーター会議では、「地域の中でこどもが安心して過ごせる場所」「異年齢でのつながりや活動」の必要性についての意見が出されました。ま

た、地域行事や地区活動も「同年代のこどもが少ない」「大人主導で参加しにくい」といった声もあり、こうした状況は、少子化や核家族化が進む中で、地域の役割や居場所づくりの在り方が再考されるべき段階に来ていることを示しています。

◆異年齢・異地区交流型の「常設の居場所」づくり

地域の中に「誰もが気軽に立ち寄れる居場所」をつくることは、こども基本法や居場所指針でも明確に求められています。

- ・地区の公会堂等を活用し、年齢や背景に関わらず、安心できるこども向けの開放スペースを常設で運営すること
- ・異年齢交流（小中高・若者・高齢者など）を意識した居場所づくりを行うこと
- ・地区に偏りが出ないように、広域的な単位での拠点整備、巡回型サロン、こどもの移動手段の確保を検討すること
- ・雪が多い地域特性を踏まえ、季節や天候に左右されず、こどもが安全に遊べる屋内遊び場の確保や充実を図り、冬季でもこどもの体力づくりや交流機会を継続的に確保できる環境を整えること

◆ボランティア型ではない「役割あるこども参加」の推進

地域行事や活動におけるこどもの参加は「手伝い」や「お客さん」ではなく、「一緒につくる仲間」としての役割が保障される必要があります。

- ・地域イベントで、こどもが企画会議に加わる「ジュニアスタッフ制度」を導入すること
- ・こどもが主体的にやりたいことを提案し、大人が伴走する「モデル企画×共創」の仕組みを導入すること
- ・こどもが関わりに自信と誇りを持てる「地域に根ざした居場所と役割」を創出すること
- ・こども、親それぞれに届く多様な伝達方法でのイベントを告知すること

◆「こどもを応援する大人サポーター」育成と支援

地域において、こどもが気軽に挨拶をしたり、嬉しかったことを安心して話せるような大人、頼れる大人が地域に増えることは、こどもの安心感や自己肯定感を育み、地域全体でこどもを守る基盤となります。

- ・「こどもサポーター養成講座」を通じ、見守りや傾聴法等を学んだ地域住民を増やし、緩やかな連携の中で広範的にこどもを支えること
- ・教職経験者・福祉関係者・保護者OBなど「地域型こども応援チーム」を結成すること
- ・相談や活動支援に関わる大人の横の連携を維持発展し、持続可能な支援基盤を整備すること
- ・地域クラブに関しては、魅力ある内容の整備と多様な講師（指導者）の育成、あらゆる方向、媒体からのアプローチによる情報発信、こどもの移動手段を確保すること

地域は、子どもたちにとって「もうひとつの家族」になりうる場所です。安心できる居場所、役割を持てる経験、信頼できる大人との出会いが、子どもの心と社会性を育てます。町ぐるみで「子どもとつながる大人」を増やす取組こそ、持続可能な地域づくりの鍵となります。

第5章 提言③【行政の視点】

－子どもの声をまちづくりに反映させる仕組み－

行政は、子ども・家庭・地域のすべてをつなぐ「仕組みづくりの担い手」として、中心的な役割を果たします。町では、子ども・子育て支援事業計画の策定においてアンケートや策定委員会を設置するなど、子どもや家庭の声を取り入れる姿勢は見られますが、制度として「子どもの意見を継続的に聴き、施策に反映する仕組み」はまだ確立されていません。本章では、子ども基本法及び子どもまんなかアクションで求められている「子どもの声を行政に届け、活かす仕組み」を町として整備していくための具体的な提言を行います。

◆子どもの意見反映の制度化

- ・定期的なアンケート実施や意見箱、HP等の活用により、子どもの意見の「見える化」とフィードバックを徹底すること
- ・町内の小中学生による「子ども議会」を年1回以上開催し、子どもが町の課題を話し合い、提案する場を制度化すること
- ・学校及び児童会、生徒会と連携し、子ども議会の準備から子どもが主体的に関われるよう支援すること
- ・子ども議会で出された意見は、町の広報誌やHP、町議会等で大人的意思決定機関とも共有し、透明性のある反映プロセスを構築すること

◆ミニ予算制度（子ども提案から実施まで）の創設

- ・子どもたち自身が「こんな活動をしてみたい」と提案し、小規模な予算で実行できる「子ども提案型ミニ予算制度」を導入すること
- ・審査や実施に子どもが関わることで、自ら考え、実行する自治体運営の体験機会とすること
- ・地域で区切らず、広域単位での子どもによる予算アイデアを集める仕組みを設け、地域間格差の解消につなげること

◆子ども向け相談窓口（オンライン・SNS型含む）の整備

相談体制については、「子どもアンケート」の結果では、対面での相談に安心感を持つ一方で、「相談しない」「（相談相手は）特にない」との回答も一定数見られた。

- ・子どもが「安心して」「気軽に」「匿名で」相談できる窓口等、多様な相談窓口の整備と運用をすること
- ・SNSやチャット形式の「子ども相談」窓口を設置し、学校や行政以外のルートや時間の制約なく、各種支援にアクセスできるようにし、様々な媒体で、国や県の相談窓口も含めて周知をすること

- ・若者や子育て経験者による「年齢の近い相談役（ピア・サポート）」を育成し、相談のハードルを下げること
- ・意見をうまく伝えられない子どもに対して、意思をくみ取ってサポートできる体制を整備すること

◆不登校・ヤングケアラー等、多様な背景に応じた個別支援

不登校や引きこもりの背景には、発達特性だけでなく、環境要因や心理的要因など多様な要因が存在するため、原因を一元的に捉えず、子どもの個別のニーズに応じた切れ目のない支援が必要です

- ・多様な困難を抱える子どもたちへの個別対応として、「こども教育支援センター」や、居場所型学習支援拠点の設置をすること
- ・不登校、ヤングケアラー、外国にルーツのある子、発達特性のある子などへの支援策を町独自に強化すること
- ・学校・家庭・福祉の連携を強化し、「こどもを支える会議」など継続的な支援体制を構築すること
- ・町内において、未満児期から必要な療育を受けられる体制を整備し、発達支援の観点を含む多角的な早期支援を進め、将来的な不登校や引きこもりの予防や軽減につなげること

行政がこどもの声を「まちづくりの出発点」として受け止め、それを形にする仕組みを持つことは、こども基本法の精神を実現することに他なりません。町がこどもまんなかの姿勢を制度として打ち出し、家庭や地域を支える土台となることが期待されます。

第6章 おわりに

—こどもをまんなかに据えたまちづくりのために—

飯綱町の未来を担う子どもたちが、日々の生活の中で安心し、希望を持ち、自分らしく成長していくためには、家庭や学校だけでなく、地域全体、そして行政が一体となってその育ちを支えていくことが不可欠です。

こども基本法では、こどもを単なる保護や支援の対象ではなく、「権利の主体」として位置付け、その声を聴き、尊重し、社会全体で共に歩いていくことを求めています。今回、「こどもアンケート」の実施と政策サポーター会議での議論は、正にこの理念に基づき、こども自身の声と、町民の想いをつなげる貴重な一歩となりました。本提言書は、その声を基に、町の総合計画や既存の支援体制に加えるべき新たな視点や取組をまとめたものです。ここに示した家庭・地域・行政それぞれの役割は、すでに町の中に芽吹いている活動や想いを広げ、育てていくための道標でもあります。

また、飯綱町が持続可能なまちづくりを目指し、「こどもまんなか社会」の意識の醸成を図る一丁目一番地の入口として、『こども基本条例』の制定をすることを合わせて提言します。

私たち一人ひとりがこどもの声に耳を傾け、その育ちを共に支える存在であり続けることを願い、本提言を町長はじめ関係する皆さまにお届けします。

◇飯綱町議会第6次政策サポーター（福祉文教常任委員会）

1. サポーター（敬称略）

高校生代表 荒川 偉心（普光寺）
大学生代表 大垣 まい（平出）
保護者代表 山崎 雄一（平出） 荒川 博之（普光寺）
親の会代表 大沢 晴美（普光寺／よつばの会）
地域代表 寺島 美千子（古町／てんぐカフェ）
有識者 西山 良子（長野市豊野／となりのチカラ）

2. 議会議員

瀧野 良枝（座長） 樋口 功（副座長） 三ツ井 忠義 目須田 修
石川 信雄 伊藤 まゆみ 原田 幸長
〈オブザーバー：青山 弘（議長）〉

3. ご協力いただいた団体等

- ・飯綱町教育委員会
- ・飯綱町立三水小学校・牟礼小学校・飯綱中学校
- ・長野県北部高等学校
- ・町の保健室「いづな保健室」

◇サポーター会議開催日

第1回 5月8日 第2回 5月14日 第3回 7月16日
第4回 8月7日

◆常任委員会開催日（議員のみ）

4月23日 5月9日 5月21日 7月29日 8月18日

※山ノ内町視察（6月24日）